

海・山・川の恵みの中で人が輝く快適なまち

広報みまひ

7

Jul. 2024
No. 238



20th
おなべ町
おなべ町
和歌山県
みなべ町

梅の最高峰
紀州みなべの南高梅

The Best Japanese Plums "Nankohume" from Minabe Town

nan
ur
from minabe

The Best Japanese Plums

合併20周年を記念した、梅をPRするラッピングバス
東京都内で運行しました(5月31日～6月30日)

その他の住宅に関する支援制度

○政策推進課 ☎ 72-2142

みなべ町紀州材で建てる住宅支援事業補助金

紀州材を使用し、町内で自ら居住する住宅を①新築または②リフォームする際の費用の一部を補助

- ★①1立方メートルあたり2万円（上限額 20 万円）
 - ②使用面積が20㎡以上、工事費が50万円以上で契約を交わした工事について5万円（定額）
- ※県の「紀州材で建てる地域住宅支援事業」との重複受給可

みなべ町若者定住促進新築住宅取得支援事業補助金

若者や子育て世代が定住する目的で住宅を取得する際の建築または購入に係る経費を補助

- ★対象経費の10分の1（上限額100万円）

○総務課（消防防災室）☎ 72-2051

住宅耐震診断事業

耐震診断に対する補助

- ★①平成12年5月31日以前に着工された木造住宅は全額補助
- ②昭和56年5月31日以前に着工された非木造住宅は必要経費の3分の2（上限額89,000円）

耐震補強設計・耐震改修工事の一体的な実施補助

耐震診断により耐震度が低いと判断された住宅の耐震改修補強設計及び耐震改修工事費用に対する補助（建て替えを含む）

- ★最大1,166,000円 ※年度内に全て完了する必要があります



耐震ベッド・耐震シェルター設置工事補助金

平成12年5月31日以前に着工された木造住宅で、耐震診断により耐震度が低いと判断された住宅に耐震ベッド及び耐震シェルターを設置する工事費に対する補助

- ★設置工事費の3分の2（上限266,000円）

がけ地近接等危険住宅移転事業補助金

土砂災害特別警戒区域等にある住宅を除却し、安全な場所へ移転する場合の費用に対する補助

- ★①建物除却助成費 全額補助（上限はお問い合わせください）
- ②建物取得助成費 全額補助（上限4,210,000円）



高齢者世帯等防火防災機器購入補助金（家具転倒防止金具補助金）

高齢者世帯等を対象に、家具転倒防止のための金具等の取り付け費用に対する補助

- ★全額補助（上限額4,000円）

○生活環境課 ☎ 72-3605

浄化槽設置整備事業補助金

農業集落排水事業区域と公共下水道事業認可区域を除く地域における浄化槽の設置費を補助

- ★5人槽：332,000円 / 6～7人槽：414,000円
- / 8～50人槽：548,000円

生ごみ処理機設置補助金

生ごみの減量化を図ることを目的として、町内で生ごみ処理機（電気式処理型）を設置する際の購入費を補助

- ★設置費の2分の1（家庭用：上限額5万円 / 事業所用：上限額10万円）

空き家に関する支援制度紹介

令和6年度から新たに、空き家・空き店舗を活用して起業した場合の「空き家・空き店舗活用による起業促進助成金」「空き家・空き店舗成約奨励金」を実施しています。

ほかにも、空き家に関する補助金がありますので以下で紹介いたします。

○政策推進課 ☎ 72-2142

わかやま空き家バンク（わかやま移住定住支援センター ☎ 073-422-6110）

和歌山県への移住希望者・二地域居住希望者等に登録物件をアピールできます

※土砂災害特別警戒区域の場合は登録不可

※空き家に関連する補助金を受給するためには「わかやま空き家バンク」への登録が条件



みなべ町空き家成約奨励金

自らが所有する空き家をわかやま空き家バンクに登録し、3親等内の親族以外の者と売買契約又は賃貸借契約を締結した者に対して奨励金を交付

- ★定額10万円（交付対象空き家に対して1回に限り交付）

みなべ町空き家改修支援事業補助金

町外から「わかやま空き家バンク」に登録された町内の空き家に移住する際の改修工事にかかる経費を補助

※補助対象者は空き家所有者または移住者のいずれか

- ★改修工事費の2分の1（上限額100万円）

みなべ町空き家バンク活用促進助成

わかやま空き家バンクの情報利用者登録を完了した者のうち、町外からの移住のため、移住後1年を経過する前にわかやま空き家バンクを介して売買契約又は賃貸借契約を締結した者に対して助成金を交付（契約の当事者が3親等内の親族関係でないこと）

- ★定額30万円（当該移住者世帯に対して1回に限り交付）

みなべ町空き家・空き店舗成約奨励金

「わかやま空き家バンクに登録された物件」又は「みなべ町商工会が空き店舗認定した物件」の購入者又は賃借人が当該空き家又は空き店舗において条件を満たす創業に至った場合、当該物件の所有者に対して奨励金を交付

- ★定額10万円（交付対象空き家・空き店舗に対して1回に限り交付）

みなべ町空き家・空き店舗活用による起業促進助成金

「わかやま空き家バンクに登録された物件」又は「みなべ町商工会が空き店舗認定した物件」において条件を満たす創業（第二創業を含む）に至った場合、当該物件を購入又は賃借した創業者に対して助成金を交付

- ★定額30万円（交付対象空き家に対して1回に限り交付）

みなべ町空き家家財片付け支援事業補助金

町外から「わかやま空き家バンク」に登録された町内の空き家に移住する際の家財の撤去等にかかる費用を補助

※補助対象者は空き家所有者または移住者のいずれか

- ★全額補助（上限額8万円）

既存住宅状況調査補助金

「わかやま空き家バンク」に登録された物件について、所有者と買主（借主）が安心して空き家を取引できるよう売買または賃貸借時に実施する住宅状況調査費用を補助

- ★調査費用の2分の1（上限額5万円）

○建設課 ☎ 33-9370

不良空き家・その他空き家等の除去に係る補助金

町内施工業者により、認定不良空き家・その他空き家及びその敷地内にある工作物の全てを除去する工事について、費用の一部を補助（工作物の除去費用は補助対象外）

- ★解体処理費用の3分の2（住宅：上限額60万円 / 倉庫：上限額30万円）

職員募集

令和6年度(第2回)みなべ町職員採用試験

令和7年4月採用のみなべ町職員を次のとおり募集します。

1. 試験区分・採用人員

- 一般事務職 3名程度
- 保健師 1名程度
- 保育士 2名程度

※申込みできる試験区分は、いずれか一つに限ります。

2. 採用時期

令和7年4月1日

3. 受験資格

【一般事務職】

平成元年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた人で、高等学校以上の学校を卒業した人、または令和7年3月末までに卒業見込みの人

【保健師】

平成元年4月2日以降に生まれた人で、保健師免許を有する人、または令和7年3月末までに免許

取得見込みの人

【保育士】

平成6年4月2日以降に生まれた人で、保育士資格と幼稚園教諭2種以上の免許の両方を有する人、または令和7年3月末日までに両方の資格等を取見込みの人 ※令和7年3月末日までに資格等を取できなかった場合は、この試験に合格しても採用資格を失います。

◎受験資格については、記載されている以外にも要件がありますので、採用試験案内(総務課または町ホームページ)でご確認ください。

4. 試験日・試験方法等

▼第1次試験

令和6年9月22日(日)

- 職務能力試験
- ※基礎的な内容が出題されますので特別な対策は不要です。
- 事務適性検査
- 職務適応性検査

▼第2次試験

令和6年10月27日(日)

- 作文試験
- 面接試験
- ※詳細は第1次試験合格者に別途通知します。
- ※それぞれの試験種目で、町が認める得点・基準に達しない場合は、順位にかかわらず不合格となる場合があります。

5. 申込受付期間

令和6年7月29日(月)から
令和6年8月21日(水)まで
(土・日・祝日を除く、午前8時30分～午後5時15分まで)

6. 申込方法

- 次の①②のいずれかの方法で申し込んでください。
- ①直接持参または郵送
- ②提出書類
- 令和6年度(第2回)みなべ町職員採用試験申込書

(総務課または、町ホームページからダウンロードできます。) 保健師・保育士の採用試験を申し込む人で、既に資格等を有する人は、その資格証等の写し ※郵送の場合は、必ず「簡易書留郵便」とし、封筒の表に「職員採用試験申込」と朱書きしてください。この場合、令和6年8月21日消印有効です。

②インターネットによる申込み 次のURLまたはQRコードから申し込んでください。
<https://logofirm.jp/form/4Uu0/4Q4021>



7. 提出先・お問い合わせ

〒645-0002
日高郡みなべ町芝742番地
みなべ町役場 総務課
☎72-2051

介護保険制度について



介護保険は、40歳以上の方が加入者として保険料を負担し、介護や支援が必要と認定されたときに各種介護サービスが利用できる制度です。

負担割合証の発行について

要介護・要支援認定を受けられている方、介護予防・生活支援サービス事業対象者の方については、新しい負担割合証を7月中旬に送付しますので、被保険者証と併せてサービス利用時に提出してください。

「負担限度額認定証」・「社会福祉法人等利用者負担軽減確認証」の更新は7月中旬に

現在発行されている認定証の有効期限は令和6年7月31日となっていますので、更新のご案内を6月中旬に送付しています。更新が必要な方は7月中旬に申請をしてください。

7月は介護保険料(普通徴収)第1期の納期です

7月は65歳以上の方に納めていただく介護保険料の普通徴収の方の第1期の納期です。(普通徴収とは、役場から送付する納付書で金融機関等へ納付する方法です。)

65歳以上の方に納めていただく介護保険料は、原則として年金から天引き(特別徴収)されます。

【普通徴収で納めていただくのは主に次のような方です】

- ◇老齢年金などの月額が1万5,000円未満(年額18万円未満)である方
 - ◇令和6年4月から令和6年6月の間に65歳になった方または年度途中で転入された方
- 納付対象の方には、7月中旬に納付通知書をお届けしますので、納付をお願いします。納期は、7月から令和7年2月までの毎月(全8回)です。

【7月以降に65歳になる方へ】

誕生月の翌月に保険料決定通知書及び納付通知書を送付させていただきます。

問い合わせ 健康長寿課 介護保健係 ☎33-7234

海上保安官募集～あなたも日本の海を守りませんか～(令和7年4月採用)

海上保安学校学生採用試験

受付期間 7月16日(火)～7月25日(木)
 申込方法 インターネットでの申込み
 一次試験 9月22日(日)
 試験会場 和歌山市等
 受験資格 令和6年4月1日において高等学校等を卒業して12年を経過していない方
 令和7年3月までに高等学校等を卒業見込みの方 など

海上保安大学校生採用試験

受付期間 8月22日(木)～9月4日(月)
 申込方法 インターネットでの申込み
 一次試験 10月26日(土)及び10月27日(日)
 試験会場 和歌山市等
 受験資格 令和6年4月1日において高等学校等を卒業して2年を経過していない方
 令和7年3月までに高等学校等を卒業見込みの方 など

問い合わせ 田辺海上保安部管理課
☎0739-22-2002

申込み QR コード→



国民年金保険料のお支払いが困難なときは、ご相談ください

経済的な理由で国民年金保険料を納めることが困難な場合には、本人からの申請により、承認されると保険料の納付が免除される制度があります。

①免除(全額免除・一部免除)申請

本人、配偶者、世帯主それぞれの前年所得が一定額以下の場合や、失業等の事由がある場合に、保険料が全額または一部免除となります。

②納付猶予申請

本人、配偶者それぞれの前年所得が一定額以下の場合に保険料の納付が猶予されます。

※付加年金または国民年金基金等に加入中の場合、免除等が承認されると脱退となります。

●免除・猶予期間

令和6年分(令和6年7月分～令和7年6月分まで)
また、申請時点の2年1ヶ月前の月分まで、さかのぼって申請することができます。

●未納のままにしておく

保険料の免除や猶予を受けずに保険料を未納のままにしておく、万一、障害や死亡といった不測の事態が生じたときに「障害年金」や「遺族年金」を受け取ることができない場合がありますので、ご注意ください。

●保険料の免除等の承認を受けた期間がある場合

保険料の免除や猶予の承認を受けた期間がある場合は、保険料を全額納付したときに比べ、将来受け取る年金額が少なくなります。

ただし、免除等の承認を受けた期間の保険料については、後から納付(追納)することにより、受け取る年金額を増やすことができます。

免除の種類等	保険料額(月額) (令和6年度)	受け取れる 年金額の割合
通常納付の場合	16,980円(全額)	1
全額免除	0円	1/2
3/4免除	4,250円(1/4納付)	5/8
半額免除	8,490円(1/2納付)	3/4
1/4免除	12,740円(3/4納付)	7/8
納付猶予	0円	-

●申請・問い合わせ

住民福祉課 ☎ 72-2161
田辺年金事務所 ☎ 24-0432

マイナンバーカードの電子証明書の更新について

マイナンバーカードの発行から5回目の誕生日で電子証明書が有効期限を迎えます。対象の方には個別に更新案内が送付されます。更新手続きはマイナンバーカードを持参し、役場住民福祉課までお越しください。有効期限の3ヶ月前から更新の手続きをすることができます。

また、マイナンバーカードの有効期限が切れる方についても、交付申請書が送付されます。顔写真を貼って郵送するか、スマートフォン等を使って申請することができます。役場でも申請補助を行っていますので、お気軽にお越しください。

*カードを申請されて取りに来られていない方はお早めに受け取りに来てください。
(交付通知書(ハガキ)を紛失された方はお電話ください。)

問い合わせ 住民福祉課 ☎ 72-2161



みんなで守ろう！交通ルール

7月11日～20日は わかやま夏の交通安全運動

<交通安全運動の重点>

- ☆子どもが安全に通行できる道路交通環境の確保と安全な横断方法の実践
- ☆歩行者優先意識の徹底と「思いやり・ゆずり合い」運転の励行
- ☆自転車・電動キックボード等利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守
- ☆飲酒運転の根絶



個人住民税の定額減税について

賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和するため、デフレ脱却のための一時的な措置として、令和6年度分個人住民税の減額が実施されます。

対象となる方

令和5年の合計所得金額が1,805万円以下の個人住民税所得割の納税義務者
※個人住民税均等割・森林環境税のみ課税されている場合は対象となりません。

減税額

納税義務者本人、配偶者を含む扶養親族(国内居住者)1人につき、1万円
※算出した減免額が所得割額を超える場合には、所得割額が減税の限度額となります。

減税方法(令和6年度分)

①給与から個人住民税が差し引かれる方(給与特別徴収)

→令和6年6月分は徴収されず、定額減税「後」の税額を令和6年7月分から令和7年5月分までの11ヵ月に分割して徴収します。

税負担	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月

徴収しない

②納付書や口座振替で個人住民税を納めていただく方(普通徴収)

→定額減税「前」の税額をもとに算出した第1期分(令和6年7月分)の税額から減税し、第1期分から減税しきれない場合は、第2期分(令和6年8月分)以降の税額から、順次減税します。

税負担	7月分から減税 7月(第1期)	8月(第2期)	10月(第3期)	1月(第4期)

③公的年金から個人住民税が差し引かれる方(年金特別徴収)

→定額減税「前」の税額をもとに算出した令和6年10月分の特別徴収税額から減税し、10月分から減税しきれない場合は、令和6年12月分以降の特別徴収税額から、順次減税します。

税負担	4月	6月	8月	10月分から減税 10月	12月	2月

問い合わせ 税務課 ☎ 72-2162

森林環境税(国税)について

森林は、地球温暖化防止や土砂災害の防止、水源の涵養など、国民一人一人の生活に広く恩恵を与えています。森林環境税は、その森林の効果が十分に発揮されるよう、適切な森林整備等を進めていくための財源となり、令和6年度から国内に住所のある個人に対して課税される国税です。

個人住民税均等割と併せて1人年額1千円を賦課徴収します。

なお、平成26年度から、東日本大震災を教訓とする防災のための施策財源として、個人住民税均等割に1人年額1千円が課税されていますが、こちらは令和5年度で終了となり、令和5年度と比べて個人住民税均等割の合計金額は変わりません。

問い合わせ 税務課 ☎ 72-2162

少林寺拳法大会が 開催されました

5月12日、田辺市体育センターで第44回少林寺拳法紀南熊野少年少女拳士大会が開催され、南部スポーツ少年団の皆さんが、最優秀賞を取るなど優秀な成績を納めました。
6月2日には、粉河高校で第18回全国中学生少林寺拳法大会和歌山県選考会が開催され、中学生組演武の部で久保和亮さん（上南部中3年）が優勝し、8月24・25日に行われる全国大会に出場します。



紀南熊野少年少女拳士大会に出場した皆さん

「6月6日、梅の日」 給食で梅おにぎり

6月6日「梅の日」に、今年も町内の子ども園や各小中学校で、給食の時間に自分で梅干おにぎりを作って食べました。
梅干は町内の農業団体でつくる「みなべアグリ」から提供を受け、米は「日本の食文化推進連携協定」を結ぶ新潟県南魚沼市から提供された南魚沼産コシヒカリを使用しました。



給食で梅干おにぎり（上南部小学校）

おおきくなつてね！ ヒラメの稚魚放流体験

6月7日、みなべ愛之園子ども園の年長児34名が漁協組合員の中間育成により約8センチ大になったヒラメの稚魚放流体験を行いました。
組合員らから漁業や養殖など魚のお話、環境省職員から海や自然環境保護についてお話を聞き、ヒラメにエサやりをしたあと、森の鼻の浜辺へ「おおきくなあれ」と放流しました。



放流の様子

「梅ワーカーキッズ！防災デー」 が開催されました

6月9日、梅収穫ワーケーションの参加者との交流・学習イベントとして「梅ワーカーキッズ！防災デー」が開催されました。
講師に防災はかせの福和伸夫先生（名古屋大学名誉教授）をお迎えし、子どもたちとおかしや文房具を使って防災実験をしたり、中学生以上を対象に防災授業が行われました。



プリンとおかしで防災実験

くらし

後期高齢者医療保険の 保険証の色が『うすいオ レンジ』に変わります

令和6年7月31日の有効期限満了に伴い、後期高齢者医療被保険者証(保険証)を更新します。
新しい保険証は『うすいオレンジ』です。7月上旬頃から順次、簡易書留郵便で郵送予定です。

今回お届けする保険証は7月

1日から使用できます。それが届くまでは現在お持ちの保険証をご使用ください。

現在お持ちの保険証(みず色)は、8月以降使用できませんので、ご自分で細かく裁断のうえ破棄していただくか、住民福祉課へご返却ください。

※令和6年度住民税の課税所得により、一部負担金の割合が変更になっている場合がありますのでご確認ください。

(例)今まで1割であった方が3割負担に変更となる場合

↓「3割(令和6年7月31日までは1割)」と表示されます。

問い合わせ

住民福祉課 ☎72-2161

後期高齢者医療保険について

後期高齢者医療制度では、加入者一人ひとりから保険料を納めていただきます。
皆さんの納める保険料が、大切な医療費の財源となります。

▼保険料の算定方法

保険料は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と、所得に応じて負担する「所得割額」を合計した額です(年間保険料は73万円を超えることはありません)。

「均等割額」と「所得割率」は、県内均一に設定し、2年ごとに見直しを行います。
令和6・7年度は次のとおりです。

所得割率	11.04%
軽減用所得割率	10.13%
均等割額	54,428円

▼保険料の軽減措置

所得の低い世帯の方は、世帯の所得水準に応じて保険料の均等割額が軽減されます。
被用者保険(社会保険や共済組合など)の被扶養者に対する軽減

後期高齢者医療制度に加入する前日に、被用者保険(社会保険や共済組合など)の被扶養者であった方は、保険料の均等割額が2年間のみ5割軽減となり、所得割額はかかりません。

▼保険料の納め方について

後期高齢者医療保険料の納め方は、年金からの天引きによる特別徴収と、窓口納付や口座振替による普通徴収の2種類があります。

特別徴収

年金支給額が年額18万円以上で、後期高齢者医療保険料と介護保険料との合計額が、年金受給額の2分の1を超えない方は年金から天引きされます(お申出により、口座振替を選択する

ことができます)。

普通徴収

特別徴収以外の方や新規に資格を取得された方(年金天引きが始まるまでの間)は窓口納付や口座振替による方法で納めていただきます。

問い合わせ

住民福祉課 ☎72-2161

各制度の受給者証をお届けします

8月から、次の各制度の受給者証が新しく切り替えになります(有効期限は1年間)。

●国民健康保険高齢受給者(対象は70〜74歳)

●老人医療

●重度心身障がい児(者)医療

新しい受給者証は、7月中にお渡しします(郵送ほか)。

問い合わせ

住民福祉課 ☎72-2161

税金

7月に納税通知書を送付します 町県民税・固定資産税・国保税

▼町県民税

町民の皆さまの日常生活と密接に結びついた多くのサービスを行うために必要な財源です。

個人の町県民税の納付方法には、給与・年金からの天引きによる特別徴収と納付書での支払いによる普通徴収があります。

町県民税（普通徴収）の納期

- 1期 7月 ● 2期 8月
- 3期 10月 ● 4期 翌年1月

▼固定資産税

毎年1月1日（賦課期日）現在に、土地・家屋や償却資産の所有者として、登記簿や課税台帳に登記または登録されている方に納めていただきます。

固定資産税の課税標準額は、評価額を基に算定された価格です。

ただし、町内に同じ納税義務者が所有する土地・家屋や償却

資産の課税標準額が、次の金額に満たない場合は課税されません。

◇土地30万円 ◇家屋20万円

◇償却資産150万円

税額の計算方法は、課税標準額×1.4%です。

なお、今年度（令和6年度）は固定資産税の評価替えの年となっております。

固定資産税の評価替えとは、土地と家屋について、3年ごとに評価額を見直す制度で、納税者の皆様から固定資産税を公平に負担していただくため、資産価値の変動に対応し、均衡のとれた適正な価格に見直すことです。

土地の価格は原則として、基準年度の価格を3年間据え置きませんが、地価の下落があり、価格を据え置くことが適当でない場合は、価格の修正を行います。

家屋については、建築物価の変動を考慮したうえで、建築後の経過年数に応じた減点補正などを行い、評価額を算出します。

ただし、算出された評価額が

年金

産前産後期間の 国民年金保険料免除

国民年金第一号被保険者が妊娠・出産したときに、申請をすることで出産前後の一定期間（単胎出産は4ヶ月間、多胎出産では6ヶ月間）保険料を免除され、この期間は納付したものととして取扱われます。申請は、出産予定月の6ヶ月前から行えます。

問い合わせ

住民福祉課 ☎72-2161
田辺年金事務所
☎24-0432

お知らせ

海のレジャーはルールとマナーを守りましょう！

みなべ町の沿岸海域には共同漁業権が設定されており、権利者以外の方によるイセエビ・アワビ・ナガレコ・ヒジキ等の採

前年度の額を超える場合には、前年度評価額を据え置きます。

固定資産税の納期

- 1期 7月 ● 2期 9月
- 3期 11月 ● 4期 翌年2月

▼国民健康保険税

相互扶助の制度であり、加入している皆さまのご理解とご協力をいただきながら運営しています。

加入者の皆さまが使った医療費の保険負担分や後期高齢者医療保険、介護保険への納付金などの支出合計額から、国・県からの交付金・補助金などを除いた額を、保険税として納めていただきます。

国保税の課税方法

国保加入世帯員の所得や人数に応じて世帯に課税され、世帯主が納税義務者となります。（国保加入者であるなしにかかわらず、原則として世帯主に国保税を納める義務があります。）

6年度の国民健康保険税率は、

次のとおりです。

区分	国民健康保険税率					
	所得割		均等割		平等割	
	5年度	6年度	5年度	6年度	5年度	6年度
医療分	6.29%	7.42%	24,900円	26,600円	26,000円	28,000円
後期支援金分	1.69%	2.05%	9,500円	10,500円	9,200円	10,000円
介護分	1.56%	1.80%	11,500円	12,700円	7,100円	8,400円

所得が一定以下の方は、基準に該当する場合、国保税の軽減が受けられます。ただし、低所得であっても未申告であれば軽減対象にはなりませんので、国保税用に所得申告を行うことが必要です。

※令和5年11月1日以降に出生された方の所得割と均等割のうち、産前産後期間4ヶ月（多胎の場合は6ヶ月）分を免除する制度が始まりました。

問い合わせ

自衛隊御坊地域事務所
☎0738-23-0020

「日高地方就職フェア」の開催

日高地方への就職を希望されている方を対象に、合同企業説明会「日高地方就職フェア」を開催します。

地元企業の人事担当者と直接コミュニケーションを取ることができ、絶好のチャンスです。ぜひご参加ください。

日時 令和6年8月3日（土）
13時～15時30分
（受付12時30分）

場所 御坊市民文化会館
対象者 一般求職者

令和7年3月卒業予定の学生（高校生を除く）

参加企業 約30社

※参加無料、事前申込不要

問い合わせ 和歌山県経営者協会

詳細は
こちらから↓



問い合わせ ☎72-2162



子育て推進課

TEL 33-7550
FAX 74-8013

てとて Tetote (子育て世代包括支援センター) です!

妊娠中や子育て中の皆さんの相談窓口です。
保健師、助産師が対応させていただきます。

お気軽にご相談ください。

※助産師は、火・金曜日の午前中(9時～12時)に
ふれ愛センターにいます。

離乳食教室

日時 7月11日(木) 10:00～11:30

場所 ふれ愛センター

対象 令和5年12月、令和6年1月生まれの

お子さんと保護者

※参加申込が必要で

乳幼児健診 (場所/ふれ愛センター) 受付時間は問診票をご覧ください

健診名	実施日
4・10か月児健診 (令和6年3月・令和5年9月生まれ)	7月10日(水)
3歳6か月児健診 (令和2年12月・令和3年1月生まれ)	7月10日(水)

マタニティー&ベビーサロン

日時 7月26日(金) 10:00～11:30

場所 生涯学習センター

対象 妊婦さんや小さなお子さんの保護者

※妊婦さんやお母さんの仲間づくりの場です。

おひさま広場 (開放保育)

未就学児(こども園・保育所に行っていないお子さま)向けに町内の各保育所・こども園ではおひさま広場(開放保育)を実施しています。参加を希望される方は、電話で事前にお申し込みください。

◆みなべ愛之園こども園 ☎ 72-2371

7月31日(水)9:30～10:30

「水遊び・プール遊び」※雨天はホールで遊ぼう

※着替え・タオル・オムツの方は水遊び用オムツ持参

◆上南部こども園 ☎ 74-3022

7月17日(水) 10:00～11:00

「水遊び・プール遊び」※雨天は室内遊び

※着替え・タオル・オムツの方は水遊び用オムツ持参

◆高城こども園 ☎ 75-2044

7月4日(木)10:00～11:00

「自由遊び」

※雨天は室内遊び

7月23日(木)10:00～11:00

「水遊び・プール遊び」

※雨天は室内遊び

※着替え・タオル・オムツの方は水遊び用オムツ持参

親子で遊びにきてね

～園庭・グラウンド開放～



毎月第1日曜日、上南部こども園の園庭と西本庄スポーツ広場の多目的グラウンドを開放しています。町内の方ならどなたでも園庭や遊具で遊んだり、ボールを持ってきてグラウンド(人工芝)で遊べます。

親子でぜひ、お越しください。

◆上南部こども園 ☎ 74-3022

開放日 7月7日(日) 8:30～11:30

・園庭と多目的グラウンドを開放

・こども園利用者以外の方もご利用ください

・必ず保護者同伴でお越しのうえ、受付をしますので職員にお声かけください。

◆高城こども園 ☎ 75-2044

開放日 土曜日・日曜日・祝日

開放時間 8:30～17:00

・入口に掲示している注意事項

を守って利用してください

◆清川保育所

開放日 土曜日・日曜日・祝日

開放時間 8:30～17:00

・入口に掲示している注意事項

を守って利用してください

・お問い合わせは高城こども園へ



健康長寿課

TEL 74-3337
FAX 74-8013

「困ったなあ」を一緒に考えます ～あなたらしい生き方と 安心を支える権利擁護～

成年後見制度・虐待・消費者被害など、お困りごとや心配なことがありましたら、ぜひご相談ください。相談内容に応じて、社会福祉協議会やその他の関係機関と連携しながら対応していきます。

★たとえばどんなこと？

- ・どんなことが虐待にあたるのか知りたい
- ・障がいがある我が子の親なき後が心配
- ・成年後見制度ってどういうものなの？
- ・財産管理を自分で行うことが不安になってきた
- ・地域で成年後見制度についての講座を開いてほしい
- ・隣から怒鳴り声が聞こえてきて心配だ

権利擁護とは

認知症、知的障がい、精神障がいなどをもつ方の権利を守り、安心して自分らしく暮らせるように支えることです。

相談・問い合わせ

高齢者 地域包括支援センター

☎ 74-8065

障がい者 住民福祉課 ☎ 72-2161

ひきこもり相談

日時 7月26日(金) 13:00～16:00

場所 ふれ愛センター

申込先 ふれ愛センター 保健師 ☎74-3337

ひなたの森(NPO法人ハートツリー)

☎33-7850

※まずは、お電話ください。秘密は厳守します

献血にご協力をお願いします

～7月は「愛の血液助け合い運動」月間～

7月11日(木)(南部ライオンズクラブ・町共催)

11:00～13:00 ミナベ化工株式会社様前

14:30～16:00 井上梅干食品株式会社様前

※献血カードまたは

本人確認書類(運転免許証

など)をお持ちください。



7月のトレーニング教室

日時 5日・12日・19日・26日の金曜日

18:00～21:00 トレーニングマシン利用可能

19:00～19:20 ストレッチポール1回目(先着15名)

19:30～19:50 ストレッチポール2回目(先着15名)

20:00～21:00 リズム体操

対象 町内在住または在勤の18歳以上の方(高校生を除く)

場所 はあと館(社会福祉センター)2階

持ち物 室内用運動靴、飲み物など

※18歳未満の方は保護者同伴でも利用不可

※利用者以外の入室はご遠慮ください

※健康運動指導士の指導を受けたい方は、

19時までにお越しください。

※当日、午後3時時点でみなべ町において警報

が発令中の場合、教室は中止します。



各種相談

相談種類	内容			連絡・予約先
	相談日	時間	場所	
人権・行政相談 【要予約】	人権侵害や行政手続きに関する相談（登記相談有り） ▶事前予約制／申込みは7/11(木)まで			総務課 ☎ 72-2051
	7/12(金)	13:30~15:30	役場	
消費生活相談	相談員による商品やサービスの契約に関するトラブルなどの相談			産業課 ☎ 72-1337
	7/4(木)	13:00~15:00	役場	
農業資金相談 【要予約】	(株)日本政策金融公庫による農業経営にかかる融資等の相談 ▶事前予約制／申込みは7/17(水)まで			産業課 ☎ 72-1337
	7/24(水)	13:00~16:00	役場	
生活お困り相談	自立支援相談員（西牟婁振興局）による生活や就労の困りごと相談			住民福祉課 ☎ 72-2161
	7/23(火)	13:30~15:30	役場	
「にじのわ」障害福祉相談	障害のある方やご家族の日常生活や社会生活に関する相談			住民福祉課 ☎ 72-2161
	7/2・9・16・23・30(火)	13:30~15:30	役場	
教育相談	子育てや、こども園・学校生活に関する相談			教育学習課【学校関係・学童】 ☎ 74-2191 子育て推進課【こども園】 ☎ 33-7550
	平日	8:30~17:15	生涯学習センター	
育児なんでも相談	妊娠・出産のこと、育児の悩み・困りごと等に関する相談			子育て推進課 ☎ 33-7550
	平日	9:00~16:00	ふれ愛センター	
暮らしなんでも相談	福祉専門の職員による日常のお困りごと相談			みなべ町社会福祉協議会 ☎ 72-5611
	平日	9:00~16:00	はあと館	
県による巡回職業相談	職業相談員による求人情報の提供や求職の相談			日高振興局地域づくり課 ☎ 0738-24-2911
	7/12(金)	13:00~15:00	南部公民館	
年金相談 【要予約】	年金請求の手続きや加入の届出等に関する相談			田辺年金事務所 ☎ 24-0432
	7/13(土)	9:30~16:00	田辺年金事務所 (田辺市朝日ヶ丘 24-8)	

夜間(土曜日)・小児救急診療所
日時 毎週土曜日 18:00~21:30
場所 田辺市民総合センター
☎ 26-4909

延長窓口(事前予約制) ※必ずお電話で事前予約をお願いします
日時 毎週木曜日17:15~19:00
場所 住民福祉課 ☎ 72-2161
交付できる証明書 住民票の写し / 印鑑登録証明書 / マイナンバーカードの交付

SNS型投資詐欺にご注意ください
近年、SNSで勧誘される投資詐欺が急増しています。犯人が被害者の信頼や好意の感情を利用して近づいたため、騙されていることに気づきにくく、発見が遅れ、被害も多額になる傾向があります。「非対面式」の儲け話には、十分ご注意ください。

事業承継のご相談をお受けします
和歌山県事業承継・引継ぎ支援センターは、国が設置する公的な相談窓口です。事業の円滑なバトンタッチをサポートし、スムーズな承継を支援します。「後継者がいない!」「誰かに引き継いでほしい!」「従業員に会社を任せたい!」「新分野に進出したい!」「子供が後を継ぐ場合の手続きは?」などのご相談があればお気軽にお問い合わせください。相談は無料。秘密は厳守します。
問い合わせ 和歌山県事業承継・引継ぎ支援センター
☎ 073-499-5221

「図書館を使った調べる学習コンクール」
入賞作品展示

ゆめよみ館 7月13日(土)~28日(日)
上南部分館 8月 1日(木)~ 3日(土)
目の付けどころが素晴らしい作品ばかり!
自由研究の参考にもどうぞ!

「第26回 手づくりの小さな絵本」募集

募集期間 7月20日(土)~8月30日(金)
用紙配布場所 ゆめよみ館・上南部分館
小さなオリジナル絵本を募集します。応募作には、児童文学作家の井上林子先生からコメントがもらえます。

切り紙・消しゴムはんこで「しおり」をつくろう!

日時 7月30日(火)
10:10~ 切り紙(小学1年生以上)
13:00~ 消しゴムはんこ(小学5年生~大人)
講師 松下恭子さん(イラストレーター)
申込受付 7月11日(木)~(各先着15名程度)
お申し込みは、ゆめよみ館(☎72-1410)まで。

こんな本、いかが?

今月のオススメ

『棋承転結 24の物語 棋士たちのいま』 松本博文 著(朝日新聞出版)



藤井聡太の八冠防衛を巡り、ますます熱い将棋界。本書は、週刊誌「AERA」に連載された、渡辺明、羽生善治、谷川浩司など24の棋士たちの、将棋の話はもちろん私生活についても語ったインタビューをまとめています。藤井聡太とのエピソードも満載。「観る将」でない方でも、将棋や棋士たちを身近に感じられる1冊です。

そのほかにこちらも.....

任せるコツ
自分でやったほうが早い! なくなる最高の任せ方!

山本渉 著
(すばるのこ)

ふしぎだらけのウナギ

黒木真理 監修
(岩崎書店)

おふろのぼうず

乾菜里子 作 / 石井聖岳 絵
(ひさかたチャイルド)



町立図書館 (ゆめよみ館) Tel.72-1410
上南部分館 (生涯学習センター内) Tel.74-3283

7月のテーマ展示

- 1階 「図書館で探す『涼』」**
今年の夏は五感から涼しく! アイスや冷たい麺などの料理本はもちろん、水や雪の写真、爽やかな音楽などで涼みませんか。快適な夏のヒントがあるかも。
- 2階 「20年ぶり! 新紙幣」**
7月3日、いよいよ新札が発行されます。お札の顔になった偉人について、そして、お金について知るいい機会です! あなたもお金博士になってみよう!

ゆめよみ館 7月のカレンダー

ゆめよみ館は祝日も開館しています

- 1日(月) 休館
- 6日(土) おはなし会(10:30~)
- 8日(月) 休館
- 11日(木) ちいさいひと(0~3歳)のおはなし会(10:30~)
- 13日(土) おはなし会(10:30~) 調べる学習コンクール展示(~28日)
- 16日(火) 休館
- 20日(土) おはなし会(10:30~)
- 22日(月) 休館
- 25日(木) ちいさいひと(0~3歳)のおはなし会(10:30~)
- 27日(土) おはなし会(10:30~)
- 28日(日) ボランティア養成講座(13:30~)
- 29日(月) 休館
- 30日(火) “しおり”をつくろう!(10:10~/13:00~)
- 31日(水) 休館(館内整理日)

上南部分館 おはなしの会
7月13日(土)午前10時30分から

妊娠から出産、子育てまでをフルサポート

BLOOM～ブルーム～ 配信開始

子育て応援キャラクター



梅羽 舞
(うめう まい)

『BLOOM～ブルーム～』は
みなべ町が提供する安心してお使い頂ける子育てアプリです。
これまで紙の母子手帳で管理していた情報が
お持ちのスマートフォン等で管理できます。
これからの子育てに役立つ機能もたくさんあります！
ぜひ、紙の母子手帳と合せてお使いください。

『BLOOM～ブルーム～』はこんなお悩みを解決！



梅星 クイナ
(うめぼし くいな)

※イラストには
著作権があります。

妊娠中の身体の状態って
どうなってるの？
自分の身体のことだから
ちゃんと知っておきたい！

お腹の赤ちゃんの成長や、
一生に一度のイベントを
大切に記録したい

これから必要になる届出や
手続きの情報を
逃さず知れたらいいのに…

予防接種って
種類が多くて複雑！
もっと簡単にスケジュールを
立てれたらいいのに…

子どもが遊べる施設って
どこにあるの？
子育てイベントって
いつやってるの？

外国語でのご利用も可能！英語・中国語・ベトナム語などの12言語に対応しています。

アプリストアからダウンロードして、カンタン登録！



＼母子モ(ボシモ)で検索！／

母子モ 検索

or



問い合わせ

子育て推進課 ☎ 33-7550

役場の各課問い合わせ先

日常生活の中で、聞きたいことがあるけれど、どこへ掛けたらいいの？という時、ありませんか？
そんな時のために、各課直通の電話番号を以下に掲載します。便利な各課直通の番号をご利用ください。

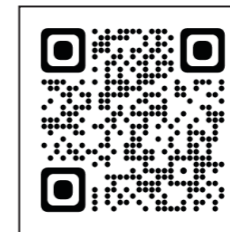
場所	課・室	電話番号	業務内容(概要)
役場	3階	議会事務局 72-1334	町議会の運営
	2階	総務課 72-2051	交通安全、工事入札、選挙
		消防防災室	防災、消防
		政策推進課 72-2142	移住定住、コミバス、ふるさと納税
	建設課 33-9370	道路工事、町営住宅、地籍調査	
	住民福祉課 72-2161	住民票、戸籍、年金、保険、福祉	
	1階	税務課 72-2162	町税の課税と納付
	産業課 72-1337	農林水産業、商工、消費生活	
	うめ課 33-9310	梅のPR、世界農業遺産、観光	
	会計課 72-2596	各種出納	
浄化センター	生活環境課 72-3605	ごみ、ペット、下水道、斎場	
	水道室 72-3085	上水道、水道料金	
ふれ愛センター	健康長寿課 74-3337	成人保健	
	介護保険係 33-7234	介護保険	
	地域包括支援センター 74-8065	高齢者の総合的な相談・支援	
	子育て推進課 33-7550	母子保健・児童福祉・こども園など	
	生涯学習センター	1階 教育学習課(社会教育) 74-3134	文化・スポーツ振興・学童
	2階 教育学習課(学校教育) 74-2191	小中学校の学校教育など	
図書館	ゆめよみ館 72-1410		
公民館	南部公民館 72-1400		
	岩代分館 72-2127		
	中央公民館 74-3334		
	高城公民館 75-2455	※高城・清川公民館は、窓口業務(戸籍・住民票の発行等)も行っていません。	
	清川公民館 76-2250		

みなべ町公式 SNS のお知らせ

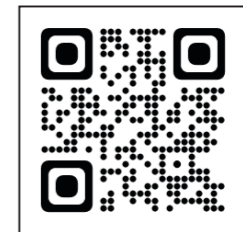
みなべ町の公式 SNS として、Instagram を始めました。みなべ町の情報等を発信していきます。
LINE や X (旧Twitter) とともにご覧ください。



Instagram



LINE



X(旧Twitter)

人のうごき

	5月末現在	(前月比)	5月中の異動
男	5,536人	(-9人)	出生 5人 死亡 12人
女	6,118人	(+11人)	転入 27人 転出 18人
人口	11,654人	(+2人)	高齢化割合 (65歳以上) 34.4%
世帯数	4,815世帯	(+10世帯)	



ボランティア養成講座（全4回）

絵本の読み方 楽しみ方 やってみよう！「絵の本ひろば」

絵本の楽しみ方は、子どもにとっても大人にとってもそれぞれです。今回は
集団での読み聞かせになじまない子どもや、本に慣れ親しんでいない子ども、
本を縁遠く感じている大人たちにも「なんか 面白そうかも～」と思ってもらう
ため、これまでとはちょっと違う本の読み方、選び方、届け方を学びます。

（それによって、絵本を見る目も、深く広く養われます！）

また、実際に「ひろば」を開催し、多くの方と本を楽しみましょう！

講師 加藤啓子さん

絵の本あれこれ研究家。地域文庫に十年関わった後、本と縁がないと思う子達の
ところへも絵本だけでなく料理本や写真本なども取り混ぜて本を届ける“絵の本ひろ
ば”を提唱し、活動している。幼保、小中学校、美術館、動物園、ショッピングモー
ル、児童発達支援施設、作業所などで実践。保護者、教員、司書向けの研修も
数多く行っている。奈良県橿原市在住。

「絵の本ひろば」とは？

何歳向け、何年生用にこだわらずに選ん
だ200～1000冊の絵本・写真集・料理
本などをすべて表紙見せをして並べ、参加
者自身が選んだ本をこれまでとはちょっと
違った読み方で一緒に読み、楽しい時間
を共有する活動です

●会場

南部公民館

3階 視聴覚室

（みなべ町芝 503）

●申し込み・お問い合わせ

みなべ町立図書館

☎0739-72-1410

- 日時 第1回 7月28日（日）13時30分～15時30分（講義）「絵の本ひろばとは？」
- 第2回 8月25日（日）11時～12時30分（講義）「ひろばのつくりかた その1」
13時30分～15時30分（公開）絵の本ひろば
- 第3回 11月10日（日）13時30分～15時30分（講義）「もっと 絵の本ひろば」
- 第4回 12月1日（日）11時～12時30分（講義）「ひろばのつくりかた その2」
13時30分～15時30分（公開）絵の本ひろば

- 定員 それぞれ30名程度（1回のみ受講でも可。子連れ参加可。託児はありません）

